

台風や地震に対する非常措置についてのお知らせ 保存版

保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は、本校教育の推進のため何かとご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今後の「台風や地震に対する非常措置」についてお知らせします。

本校においては、台風や大雨等により「京都南部」又は「京都・亀岡」地域に「暴風警報」・「特別警報」が発令されたり、梅津・北梅津学区に「避難指示」が出されたとき。また、京都市において「震度5弱以上の地震」があった場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に十分注意して下さい。なお、このプリントは各ご家庭で保管して下さい。

1. 登校前に「暴風警報」が発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前7時までに解除になった場合・・・平常授業（8:25登校、給食あり）
 - ・午前9時までに解除になった場合・・・3校時から始業（10:30登校、給食あり）
 - ・午前11時までに解除になった場合・・・5校時から始業（13:00登校、給食なし）
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合・・・臨時休業（給食なし）

2. 在校中に「暴風警報」が発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

3. 「特別警報」が発令された場合

解除されるまで、自宅などで待機し、命を守る行動を優先してください。

- (1) 午前0時までに解除になった場合は5校時から始業（13:00登校）
- (2) 午前0時から登校までに発令した場合は「当日」臨時休業
- (3) 在校中に発令した場合は、気象状況、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

*帰宅する場合は、原則、保護者の方の引き取りをお願いします。

4. 「震度5弱以上の地震」が発生した場合

- (1) 京都市内において、震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。
- ・下校後、午前0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業に、午前0時以降に発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ・休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの日を臨時休業とします。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は、学校や近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。
- (3) 在校中に発生した場合は、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

*帰宅する場合は、原則、保護者の方の引き取りをお願いします。

5. 梅津・北梅津学区の「避難指示」についても「暴風警報」と同様の措置をとります。

大雨警報や洪水警報の場合も、継続するような時、教育委員会の判断で、上記と同様の措置をとる場合もあります。学校ホームページや学校・PTA配信メール等でお知らせします。

